

【令和7年度】介護職員等処遇改善加算の「見える化」の要件について

令和6年度の介護報酬改定におきまして、介護職員等の更なる処遇改善として、介護職員等処遇改善加算が創設され、当法人においても算定を行っております。

尚、当該加算算定の要件として下記を満たす必要があります。

介護職員等処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの記載等を通じた「見える化」を行っていること。

上記の「見える化」要件に基づき、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的に取り組んでいる内容は次の通りになります。

【加算の種別】	【対象事業所】
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	・あさひ (介護老人保健施設・短期入所療養介護・通所リハビリテーション) ・桜島病院介護医療院 ・グループホームさくらじま
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	・桜島病院(通所リハビリテーション)

取組内容

【入職促進に向けた取り組み】

- ①他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ②職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】

- ①働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、認知症ケア、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ②担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保

【両立支援・多様な働き方の推進】

- ① 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、天陽会託児所利用
- ② 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

【腰痛を含む心身の健康管理】

- ① 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
- ② 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ③ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

【やりがい・働き方の醸成】

- ① ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ② 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域児童・生徒や住民との交流の実施
- ③ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供